

# 2022 年度税制改正大綱 速報

Issue 196, December 10, 2021

## In brief

2021 年 12 月 10 日に、自由民主党・公明党両党より 2022 年度(令和 4 年度)税制改正大綱(以下、「2022 年度税制改正大綱」)が、公表されました。2022 年度税制改正大綱は、新しい資本主義の実現を掲げる岸田政権下での初めての税制改正大綱として策定されたもので、①成長と分配の好循環の実現のための既存の特別措置の見直し(人材確保等促進税制、オープンイノベーション促進税制、5G 導入促進税制等)、②経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し(個人所得課税、相続税・贈与税等)、③国際的な租税回避や脱税への対応も含めた国際課税制度の見直し、④円滑・適正な納税環境整備(適格請求書等保存方式、記帳義務、スキャナ保存制度、電子取引情報の電磁的記録保存)等の改正が盛り込まれています。

本ニュースレターでは、2022 年度税制改正大綱に基づく税制改正(以下、「2022 年度税制改正」)のうち、法人に関連する主要な改正事項を中心に解説します。詳細については、続報ニュースレターで別途お伝えします。

## In detail

### 法人課税

#### 1. 成長と分配の好循環の実現のための措置

(1) 所得拡大促進税制(賃上げ・生産性向上のための税制)は、2021 年度(令和 3 年度)税制改正により、大企業向けの賃上げ及び投資の促進に係る税制の要件が、新規雇用者の給与等支給額及び教育訓練費の増加に着目した人材確保等促進税制に見直されたところです。2022 年度税制改正では、新規雇用者に係る措置を改組し、継続雇用者給与等支給額及び教育訓練費を増加させた企業に対し、給与等支給額の増加額の最大 30%を控除する制度に見直されます。なお、大企業(資本金 10 億円以上かつ常時使用従業員数 1,000 人以上)については、給与等の支給額の引上げの方針等の公表を経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用されることとなります。

(2) 研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定(特定税額控除規定)の不適用措置について、大企業(資本金 10 億円以上かつ常時使用従業員数 1,000 人以上)の前事業年度の所得が零を超える一定の場合には、継続雇用者給与等支給額の増加割合が 1%(令和 4 年度は 0.5%)以上に見直されます(現行制度では、継続雇用者給与等支給額が、継続雇用者比較給与等支給額を超える場合に特定税額控除が適用されます)。

(3) オープンイノベーション促進税制(特別新事業開拓事業者(スタートアップ企業)に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)の適用となる、特別新事業開拓事業者を拡充し、特定株式の保有見込期間を短縮(5 年から 3 年)した上で、適用期限が 2 年延長されます。

(4) 地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、①地方拠点強化税制の対象資産、対象雇用者及び計画の認定要件を見直した上で、適用期限が2年延長され、②5G導入促進税制(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度)の対象設備及び税額控除率等を見直した上で、適用期限が3年延長されます。

(5) 「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(仮称)において規定される予定の「環境負荷低減事業活動実施計画」(仮称)に基づき導入される環境負荷の原因となる生産資材の使用量を減少させる設備等、及び、「基盤確立事業実施計画」(仮称)に基づき導入される、化学農薬又は化学肥料に代替する生産資材を製造する設備に対し、税制上の措置が創設されます。

## 2. グループ通算制度

(1) 2022年4月1日以後開始事業年度より適用となるグループ通算制度について、以下の見直しが行われます。

- ① 投資簿価修正制度について、通算子法人の離脱時にその通算子法人の株式を有する各通算法人が、その株式(子法人株式)に係る資産調整勘定等対応金額について離脱時の属する事業年度の確定申告書等にその計算に関する明細書を添付し、かつ、その計算の基礎となる事項を記載した書類を保存している場合には、離脱時に子法人株式の帳簿価額とされるその通算子法人の簿価純資産価額にその資産調整勘定等対応金額を加算することができる措置が講じられます。
- ② 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価制度について、時価評価資産には、帳簿価額1,000万円未満の営業権が含まれることとされます。
- ③ 通算税効果額から、利子税の額に相当する金額として各通算法人間で授受される金額が除外されます。
- ④ 共同事業性がない場合等の、通算法人の欠損金額の切捨て、損益通算の対象となる欠損金額の特例、通算法人の特定資産譲渡等損失の損金不算入の適用除外となる要件のうち支配関係5年継続要件についての見直しが行われます。
- ⑤ 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例における欠損金の通算の特例について、各通算法人の控除上限に加算する非特定超過控除対象額の配賦の計算方法が見直されます。

(2) グループ通算制度における外国税額控除制度の適用について、①税務当局が調査を行った結果、進行事業年度調整措置を適用すべきと認める場合には、通算法人に対し、その調査結果の内容(進行事業年度調整措置を適用すべきと認めた金額及びその理由を含む)を説明するものとし、②この説明が行われた日の属する事業年度の期限内申告書に添付された書類に記載された金額等(進行事業年度調整措置を適用した金額)がその説明の内容と異なる場合には、その事業年度に係る税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額に係る固定措置を不適用とする等の見直しが行われます。法人住民税の外国税額控除制度についても同様の見直しが行われます。

## 3. 中小企業関連

(1) 所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置の要件の見直しを行った上で、その適用期限が1年延長されます。

(2) 中小法人に係る交際費の損金算入の特例の適用期限が2年延長されます。

(3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度について、対象資産(取得価額が30万円未満である減価償却資産)のうち貸付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供した資産を除外した上で、適用期限が2年延長されます。

#### 4. その他

- (1) 海外投資等損失準備金制度の適用期限が2年延長されます。
- (2) 交際費等の損金不算入制度及び、接待飲食費に係る損金算入の特例制度の適用期限が2年延長されます。
- (3) 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度について、対象資産(取得価額が10万円未満の減価償却資産)のうち貸付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供した資産が除外されます。
- (4) 一括償却資産の損金算入制度について、対象資産(取得価額が20万円未満の減価償却資産)から貸付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供した資産が除外されます。

#### 5. 国際課税

- (1) 過大支払利子税制について、国内に恒久的施設を有しない外国法人の法人税の課税対象とされる以下の所得についても、過大支払利子税制の適用対象とすることとされます。

- ① 恒久的施設を有する外国法人に係る恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得
- ② 恒久的施設を有しない外国法人に係る国内源泉所得

- (2) 保険会社等に関する外国子会社合算税制(CFC税制)の適用については、特定外国関係会社等の判定における特例(保険委託者特例)が設けられ、一定の保険委託者は合算課税の対象外とされています。しかしながら、この保険委託者特例が、保険業法上の保険会社または保険持株会社が保有する外国保険会社を対象にしていることから、国内における中間持株会社を通じて海外に子会社等を保有する場合は、この特例の対象外とされています。2022年度税制改正により、保険委託者特例に関する「一の保険会社等」及び「その一の保険会社等との間に特定資本関係のある保険会社等」によってその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている外国関係会社である旨の要件について見直しが行われます。

- (3) 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避防止措置(子会社株式簿価減額特例)について、①適用除外要件(特定支配日利益剰余金額要件)の判定の見直し、②適用除外基準を満たす子会社を経由した配当等を用いた本制度の回避を防止するための措置(適用回避防止規定)が不適用となる場合の拡充等の改正が行われます。

#### 6. 金融・証券

- (1) 一定の内国法人が支払を受ける、以下の配当等については、配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととされます(2023年10月1日以後の配当等から適用)。

- ① 完全子法人株式等に係る配当等
- ② 配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等(当該内国法人が名義人として保有するものに限る)の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

- (2) 利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当(混合配当)が行われた場合の最高裁判所の判決(2021年3月11日)を受けて、国税庁は本件最高裁判決を踏まえた今後の取扱い等(「最高裁判所令和3年3月11日判決を踏まえた利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当の取扱いについて」)を2021年10月27日に公表しました<sup>1</sup>。2022年度税制改正により、み

<sup>1</sup> 当該取扱いについては、当法人発行の以下ニュースレターをご参照ください。

[「令和3年3月11日の最高裁判所判決を踏まえた剰余金の配当の取扱いについて」](#)

なし配当の額の計算に係る「株式又は出資に対応する部分の金額」の計算方法が、下記の通り見直されます。

- ① 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しにより減少する資本剰余金の額を限度とされます（出資等減少分配に係るみなし配当の額の計算及び資本金等の額から減算する金額についても、同様）。
- ② 種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合におけるみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しに係る各種類資本金額を基礎として計算することとされます。

## 7. 納税環境整備

- (1) タイムスタンプの国による認定制度の創設に伴い、スキャナ保存制度等が整備されます。
- (2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置が整備されます（2022年1月1日から2023年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引に適用）。

## 地方税

### 地方税務手続き

eLTAXを通じた申告申請に係る対象手続の拡大、電子納付の対象税目・納付手段の拡大が図られます。

### 法人事業税

- (1) ガス供給業に係る法人事業税の課税方式が見直されます。
- (2) 外形標準課税制度の所得割の税率が見直されます。
- (3) 外国税額控除の適用を受ける法人に係る法人事業税の所得等の計算上損金の額に算入される外国法人税額等には、外国法人税を課されたことを証する書類を保存していない等の理由により法人税額から控除できない金額等は含まれないことが明確化されます。

## 消費税

### 1 適格請求書発行事業者の登録

- (1) 免税事業者が2023年10月1日から2029年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができることとし、登録日以後2年間は課税事業者となります。
- (2) 特定外国事業者以外の者で納税管理人指定の義務を有する事業者が、適格請求書発行事業者の登録申請時に納税管理人の指定がない場合の登録の拒否、又は登録の取り消しが税務署長に認められることとなります。

### 2 その他

適格請求書等保存方式に係る以下の取扱い等について、新たな規定が設けられます。

- (1) 仕入明細書等による仕入税額控除
- (2) 区分記載請求書の記載事項に係る電磁的記録の提供を受けた場合の、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除の経過措置の適用

(3) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入に係る税額控除の経過措置の適用となる棚卸資産についての消費税額の調整措置

## 個人所得税、資産税等

### 1. 個人所得課税関連

(1)住宅ローン減税については、適用期限が2025年12月31日まで延長されるとともに、借入限度額及び控除率(改正後は0.7%に引下げ)等の見直しが行われます。

(2)上場会社からの配当所得が総合課税となる大口株主(3%以上)について、同族会社に該当する法人が保有する割合を含めて判定されることとなります(2023年10月1日以後の配当から適用)。

(3)財産債務調書の提出義務者の範囲が拡大され、財産債務調書と国外財産調書の提出期限が翌年6月30日となります(2023年分から適用)。

### 2. 資産課税関連

(1)直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の適用期限が2023年12月31日まで2年延長されます。

(2)土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、2022年度限りの見直しが行われます。

(3)動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限が2年延長されます。

(4)事業承継税制における特例承継計画の提出期限(現行2023年3月31日)が1年延長されます。

---

## Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー  
鬼頭 朱実

パートナー  
浅川 和仁

ディレクター  
荒井 優美子

シニアマネージャー  
山田 盛人

シニアマネージャー  
朝倉 雅彦

PwC 税理士法人は、企業税務、国際タックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション (DX) などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 156 カ国に及ぶグローバルネットワークに 295,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.